

耕作放棄地再生利用補助金について

受付：農政課（八郷総合支所）

1. <事業要件> 農地再生を図る目的で10aあたりの作業経費が10万円以上かかる荒廃程度（雑木が生えている、篠竹が生えている等、主に重機による再生）の農地
<交付単価> 10aあたり 90,000円を限度とする
2. <事業要件> 農地再生を図る目的で10aあたりの作業経費が4万円以上10万円未満かかる荒廃程度（圃場に雑草等が密生している、草丈が概ね1.5m以上等）の農地
<交付単価> 10aあたり 55,000円を限度とする

※上記再生農地へ、推奨作物【麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米】を作付けする場合は交付単価に 10aあたり10,000円を加算

3. <交付要件> ・再生する農地が自己所有地でないこと。
 - ・再生に係る作業経費が10aあたり4万円以上見込まれる耕作されずに荒れている農地であること。
 - ・当該年度中に計画している農地であること。
既に再生した農地及び再生している農地は、補助金対象外。
 - ・再生利用する農地の面積が10a以上であること。
(1筆内の部分的な耕作放棄地も補助金の対象)
 - ・耕作放棄地再生後、5年間以上の作付けすること。
 - ・伐採・除伐した草木等の野焼き行為は禁止。

<交付対象> 石岡市内に住所を有する農業者（農業者団体）および農地所有適格法人

<交付申請> 交付申請書、事業計画書、収支予算書、作業経費（再生作業計画書）、
位置図、作業写真整理帳（作業前）

<実績報告> 実績報告書、事業実績書、収支決算（見込）書、経費等領収書
(再生作業実績書)、作業写真整理帳（作業中・作業後）